専門医相談

各種診療科の専門医が、障害に関わる疾病について、当事者およびそのご家族、支援者の医療に関する相談に対応しています。

また、身体障害者手帳診断、補装具意見書作成（車椅子・補聴器・眼鏡・拡大鏡等）を行っています。

診療科	実施日
整形外科	2回/月
耳鼻咽喉科	1回/月
眼科	1回/月
神経内科	1回/2か月
精神科	1回/月
リハビリテーション科（プレステップサポート事業）	1回/月
リハビリテーション科（障害児補装具相談）	2回/月
高次脳機能障害（リハビリテーション科）	1回/月
高次脳機能障害（精神科）	1回/2か月

※15 条指定医とは

身体障害者福祉法第 15 条に、身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができると規定されています。